

■桂川町の所属グループが変更 保険料基準額が下がりました

平成27年度から桂川町の介護保険料の基準額が下がりました。

桂川町が所属する福岡県介護保険広域連合では、「高齢者一人当たりの介護保険給付費」に応じた保険料を設定する「グループ別保険料」を導入しています。

桂川町は、これまで保険料が一番高いAグループに属していましたが、3年に一度の保険料の改定（平成27～29年度）でBグループになり、保険料の基準額が月額6,589円から5,545円に下がりました。

もし平成27年度もAグループだった場合、月額7,369円に上がるところだったので、その差額は1,824円とかなり大きくなります。

その他、所得段階の区分が9段階から16段階になるなどの変更が行われています。保険料の区分などについては左表「平成27年度桂川町の介護保険料」をご覧ください。

Town administration pick up

介護保険料が変わります

今年度は3年に一度の保険料算定の年度にあたり、保険料の基準額が変更になりました。

桂川町の所属グループの変更、所得段階の細分化など変更点をお知らせします。

【問合せ先】○介護保険料について 保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

○介護予防について 健康福祉課 高齢者・女性係 ☎65・0001

年度・グループ別介護保険料基準額の比較

(金額は月額目安)

